

d Wi-Fi ゲストモード利用規約

株式会社 NTT ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)は、この「d Wi-Fi ゲストモード利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定め、これにより「d Wi-Fi ゲストモード」(以下「本機能」といいます。)を提供します。

第1条 (規約の適用)

本規約は、本機能の利用に関するドコモとの間の一切の関係に適用されます。本規約の内容に同意しない場合、本機能を利用することはできません。

第2条 (用語の定義)

本規約において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとおりとします。

公衆無線 LAN 網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うためのドコモが設置する電気通信設備(電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。以下同じとします。)
アクセスポイント	通信端末との間で、電波を送り、又は受けるためのドコモが設置する電気通信設備であって、本機能サイトで定める通信規格のもの
通信端末	公衆無線 LAN 網に接続して使用されるパソコン、スマートフォン、タブレット等の通信機器
本機能	ドコモが本規約に基づき公衆無線 LAN 網を使用して提供する電気通信サービス(電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいいます。)
本機能サイト	別紙第 1 号に掲げるインターネットウェブサイト
インターネットアクセス機能	公衆無線 LAN 網に接続してインターネットにアクセスすることができる機能
利用契約	本機能の提供を受けるための本規約に基づく契約
本機能の契約者	ドコモとの間で利用契約を締結した者
d アカウント	ドコモが別途定める「d アカウント規約」(以下「d アカウント規約」といいます。)に基づき発行される「d アカウント」
d Wi-Fi パスワード	d アカウントとは別に、別紙第 2 号に掲げるインターネットウェブサイトにおいて発行されるもので、本機能のインターネットアクセス機能を利用するための認証手段とし

	て使用されるパスワード
本機能 ID 等	d アカウント及び d Wi-Fi パスワード
d ポイントクラブ会員	ドコモが別途定める「d ポイントクラブ会員規約」又は「d POINT Club Membership Rules」(以下併せて「d ポイントクラブ会員規約」といいます。)に定める「d ポイントクラブ会員」又は「d POINT Club Member」
特約会員	ドコモが別途定める「d ポイントクラブ特約」又は「d POINT Club Special Terms and Conditions」(以下併せて「d ポイントクラブ特約」といいます。)に定める「特約会員」又は「Special Member」
ポータルサイト	本機能の利用にあたり表示される Web ページで、利用契約の申込み及び認証を行うサイトをいいます。
申込者	本機能の利用を希望する者をいいます。

第3条 （本機能の内容等）

- (1) 本機能は、インターネットアクセス機能を提供することを内容とします。
- (2) 本機能の利用には、本機能 ID 等が必要となる場合があります。
- (3) 本機能の提供地域(以下「提供地域」といいます。)は、日本国内のアクセスポイントに接続することができる範囲とします。

第4条 （申込条件）

本機能は、次の条件を満たす者に限り申し込むことができます。ただし、本規約施行日の前日満了時点において、申込者と当社との間で、当社が別途定める「d Wi-Fi 利用規約」に基づく利用契約の締結がなされている場合に限りします。

- ① d アカウントを保有していること。
- ② 特約会員であること。

第5条 （契約の単位）

ドコモは、1 の特約会員につき、1 の利用契約を締結します。ただし、1 の契約において、同時に公衆無線 LAN 網に接続することができる通信端末は、本機能サイトにおいて定める台数(MAC アドレスにより識別されるものとします。)を上限とします。

第6条 （利用契約の成立）

- (1) 利用契約は、申込者が本規約の内容に同意し、ポータルサイト上での利用契約の申込み及び第 7 条 1 項に定める認証が完了した時点で、利用契約が成立するものとし

ます。なお、申込者が未成年者である場合は、利用契約の申込み（利用契約締結後の本機能の利用を含みます。）について法定代理人（親権者または未成年後見人）の事前の同意を得るものとします。

(2) ドコモは、次に掲げるいずれかの事由に該当すると判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- ① 申込みの内容に不備があるとき。
- ② 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人（親権者又は未成年後見人）の同意を得ている事実をドコモが確認できないとき。
- ③ 申込者が第 18 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。
- ④ 申込者が過去に不正利用等により利用契約の解除又は本機能の提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
- ⑤ 申込者が本規約に定める本機能の契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
- ⑥ 申込者が第 22 条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。
- ⑦ ドコモの業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

第7条 （認証方法、利用の条件）

- (1) 本機能の契約者は、自己の責任と負担において、本機能を利用するために必要なモバイル端末、ソフトウェア等を準備するものとします。本機能の利用にあたっては、本機能サイトに定める方法によって認証を行う必要があります。
- (2) 本機能の 1 日あたりの最大利用回数、1 回あたりの最大利用時間は、本機能サイトに定めるものとします。利用契約は、本機能の契約者が前項に定める認証を完了した時点から起算して、最大利用時間を経過、または無通信状態が本機能サイトに定める時間経過した時点で終了するものとします。1 日あたりの最大利用回数を超えた場合、再度本機能を利用することを希望する者は、翌日以降再度本規約の定めに従って利用契約を申し込み、前項に定める認証を行うことで本機能を利用することができます。

第8条 （本機能の契約者が行う利用契約の解約）

前条第 2 項の定めにかかわらず、本機能の契約者が利用契約の解約を希望する場合は、本機能サイトで定める指定 URL よりログアウトすることで、利用契約を解約することができます。

第9条 （ドコモが行う利用契約の解除）

ドコモは、本機能の契約者が次のいずれかの事由に該当すると判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- ① 利用契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
- ② 第 15 条(提供停止等)第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本機能の提供が停止された場合において、当該事由がドコモの業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又はドコモが指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
- ③ 第 18 条(禁止事項)に違反したとき。
- ④ 本規約に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
- ⑤ ドコモに重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
- ⑥ その他本機能の提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。

第10条 (利用契約の継続、終了等)

- (1) 第 7 条(認証方法、利用の条件)第 2 項、第 8 条(本機能の契約者が行う利用契約の解約)、前条及び第 16 条(本機能の廃止)第 1 項に該当する場合、当該事由に該当した時点をもって利用契約が終了するものとします。
- (2) 利用契約が終了した場合、終了時点以降は、本機能を利用することはできません。ただし、利用契約に基づき発行された d Wi-Fi パスワードについては、同一の d アカウントが有効である限り、再度当該 d アカウントについて利用契約を締結する場合は、その新たな利用契約に引き継ぎます。

第11条 (本機能の契約者の責任)

- (1) 本機能の契約者は、ドコモが発行した本機能 ID 等(本機能の契約者自らが変更した本機能 ID 等も含まれるものとします。以下同じとします。)を自らの責任において厳重に管理するものとし、第三者に利用させ、貸与し、若しくは譲渡し、又は売買等をしてはならないものとします。
- (2) 本機能の利用に関し、第7条に基づいて認証された場合、全て本機能の契約者自身がこれを行ったものとみなします。
- (3) 本機能 ID 等が不正に使用されたことにより、ドコモに損害が生じた場合、本機能の契約者は、ドコモに対しその損害を賠償するものとします。

第12条 (通信の制限等)

- (1) ドコモは、本機能について、本機能の契約者の特定の利用目的への適合性、利用結果の完全性、有用性、的確性、信頼性、即時性等、電気通信設備に係る通信の品質について何ら保証するものではありません。

- (2) 本機能の契約者は、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、本機能を利用することができない場合があります。
- ① 通信端末が提供地域内にある場合であっても、電波の伝わりにくい環境にあるとき。
 - ② 通信端末がアクセスポイントの通信規格に対応していないとき。
 - ③ アクセスポイントが設置された施設の状況(休業日、営業時間外等)により、アクセスポイントに電源が供給されないとき。
 - ④ 本機能に係る通信が著しく輻そうしたとき。
- (3) ドコモは、技術上又は業務上やむを得ない事由によりアクセスポイントの移設等を行うことがあります。この場合、提供地域が変更となることがあります。
- (4) ドコモは、技術上又は業務上やむを得ない事由により通信端末における OS のアップデート、アプリケーションのダウンロードに係る通信等を制限する措置をとることがあります。
- (5) ドコモは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会(ICSA)により児童の権利等を著しく侵害するものであることが明白な画像等を含むと判断されたサイトの閲覧を制限することがあります。

第13条 (利用料金)

本機能の利用に係る料金は、無料とします。

第14条 (提供中断等)

- (1) ドコモは、次に掲げるいずれかの事由に該当するとドコモが判断したときは、本機能の全部又は一部の提供を中断することがあります。
- ① 天災地変等の不可抗力により本機能が提供できなくなったとき。
 - ② 本機能に関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - ③ 本機能において使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - ④ 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - ⑤ d アカウント規約の定めに基づき d アカウントの利用が一時的に停止され、又は中断したとき。
 - ⑥ ドコモの運用上又は技術上、本機能の全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
- (2) ドコモは、前項に定めるほか、本機能の利用にあたり誤った d Wi-Fi パスワードが一定回数以上入力された場合その他ドコモが必要と認めた場合は、d Wi-Fi パスワードの利用を停止することがあります。
- (3) ドコモは、第 1 項に基づく本機能の全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定め

る利用の制限等を計画している場合は、その旨をインターネットウェブサイトに掲載する方法により本機能の契約者に周知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該周知を行わないことがあります。ドコモは、第 1 項又は第 2 項の定めに基づき本機能の提供を中断し、又はその利用を制限等により本機能の契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第15条（提供停止等）

- (1) ドコモは、本機能の契約者が次に掲げるいずれかの事由に該当するとドコモが判断したときは、本機能の契約者に対する事前の通知を行うことなく、本機能の全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - ① 第 6 条(利用契約の成立)第 2 項各号に掲げるいずれかの事由に該当するとき。
 - ② 支払期日を経過しても回線契約に係る料金その他のドコモに対する債務を弁済しないとき(ドコモがその弁済の事実を確認できないときを含みます。)
 - ③ 第 18 条(禁止事項)に違反したとき。
 - ④ ドコモに対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
 - ⑤ 第三者による本機能の利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - ⑥ その他本規約に違反したとき。
 - ⑦ d アカウント規約の定めに基づき d アカウントの利用が停止されたとき。
 - ⑧ その他ドコモの業務の遂行上支障があるとき。
- (2) ドコモは、本機能の契約者に対し、前項に定める措置に替えて、又は前項に定める措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができるものとします。ただし、本項の定めは、ドコモが第 9 条(ドコモが行う利用契約の解除)に基づき利用契約を解除することを妨げるものではありません。

第16条（本機能の廃止）

- (1) ドコモは、本機能の全部又は一部を廃止する場合、ドコモが適切と判断する方法により、本機能の契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本機能の全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
- (2) ドコモは、前項の定めに基づき本機能の全部又は一部を廃止したことにより本機能の契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第17条（損害賠償の制限）

- (1) ドコモが利用契約に基づき本機能の契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その責任の範囲は、通常生ずべき直接かつ現実の損害(逸失利益を除きます。)に限られるものとします。

- (2) ドコモの故意又は重大な過失により本機能の契約者に損害を与えた場合は、前項の定めは適用しません。

第18条（禁止事項）

本機能の契約者は、本機能の利用にあたって次に掲げるいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

- ① ドコモ若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ② 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ③ 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ④ 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
- ⑤ ドコモ若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損し、若しくはその業務を妨害する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑥ 本機能に係る設備に対して過度な負担を与える行為、ドコモによる本機能の提供を不能にする行為その他ドコモによる本機能の提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑦ コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本機能を通じて、若しくは本機能に関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
- ⑧ 本機能 ID 等を不正に使用する行為
- ⑨ 前各号に掲げる行為に準ずる行為

第19条（個人情報等）

ドコモは、申込者及び本機能の契約者のパーソナルデータの取扱いについて、ドコモが別に定める「NTTドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第20条（通知）

- (1) ドコモは、本機能に関する本機能の契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。

- ① 本機能の契約者がdポイントクラブ会員の利用者情報として登録している連絡先
- ② 本機能の契約者がdアカウントのIDとして利用されているメールアドレス又はdアカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
- ③ その他ドコモが適当と判断する方法

- (2) 前項各号に掲げる方法による本機能の契約者への通知は、ドコモが前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
- (3) ドコモは、第 1 項各号に掲げる方法のほか、インターネットウェブサイトにもその内容を掲載することをもって、本機能に関する本機能の契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、ドコモが当該通知内容をインターネットウェブサイトに掲載した時点をもって当該通知が本機能の契約者に対してなされたものとみなします。
- (4) 本機能の契約者が d アカウント規約に基づきドコモに届け出ているメールアドレス、d ポイントクラブ会員規約に基づきドコモに届け出ている本機能の契約者の氏名、名称、住所等又は契約約款に基づきドコモに届け出ている本機能の契約者の氏名、名称、住所等に変更があった場合は、本規約に定めるドコモからの通知についても、当該利用規約又は契約約款に基づき届出を受けた変更後の連絡先に対して行います。

第21条（残存効）

利用契約が終了した後も、第 10 条(利用契約の継続、終了等)第 2 項ただし書、第 11 条(本機能の契約者の責任)第 3 項、第 14 条(提供中断等)第 3 項、第 16 条(本機能の廃止)第 2 項、第 17 条(損害賠償の制限)、第 19 条(個人情報等)、第 24 条(権利の譲渡等)及び第 25 条(合意管轄)から第 27 条(言語)までの定めは、なお有効に存続するものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

- (1) 本機能の契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ① 自ら(法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」といいます。)であること。
 - ② 本機能の契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③ 本機能の契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥ 本機能の契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自ら

の経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- (2) 本機能の契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかにでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、ドコモの信用を毀損し、又はドコモの業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為

第23条（規約の変更）

ドコモは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、インターネットウェブサイトに掲載する方法によって、あらかじめ本機能の契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合、変更日以降は当該変更後の本規約が適用されます。

- ① 本規約の変更が、本機能の契約者の一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第24条（権利の譲渡等）

本機能の契約者は、利用契約に基づきドコモに対して有する権利又はドコモに対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第25条（合意管轄）

本機能の契約者とドコモとの間で利用契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所又は本機能の契約者の住所地（日本国内に限るものとします。）を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（準拠法）

利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第27条（言語）

本規約は、日本語を正文とします。本規約につき、参考のために日本語以外の言語による翻訳版が作成された場合でも、日本語の正文のみが契約としての効力を有するものとし、当該翻訳版はいかなる効力も有しないものとします。

別紙

本規約第 2 条に定めるインターネットウェブサイトは次のとおりとします。

(当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)

① 本機能全般に関するもの(認証および解約手続きも含む)

https://www.docomo.ne.jp/service/d_wifi/

英語版: https://www.docomo.ne.jp/english/service/d_wifi/

② 本機能の設定に関するもの

<https://wifi.smt.docomo.ne.jp/cgi7/memberpwdedt>

英語版: <https://wifi-gl.smt.docomo.ne.jp/cgi7/memberpwdedt>

附則(令和 7 年 11 月 10 日)

本規約は、令和 7 年 12 月 10 日から実施します。